

規 則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十四号

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則（平成十二年埼玉県規則第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号ヨ中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。